

令和元年6月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第58号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
1 建築基準法関係手数料			1 建築基準法関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1～9（略）	（略）	（略）	1～9（略）	（略）	（略）
10 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物を段階的に増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円	10 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて_____工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物を段階的に改修する_____場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円
11 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事等を行う場	既存の一の建築物を段階的に増築等を含む工事等を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更認定申請手数料	27,000円	11 法第86条の8第3項_____の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて_____工事を行う場	既存の一の建築物を段階的に改修する_____場合の制限の緩和に係る認定の変更認定申請手数料	27,000円

合の制限の緩和に係る
認定の変更の申請に
対する審査

<p>1 2 法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく既 存の一の建築物につい て 2 以上の工事に分け て用途の変更に伴う工 事を行う場合の制限の 緩和に係る認定の申請 に対する審査</p>	<p>既存の一の建築物を 段階的に用途の変更 に伴う工事を行う場 合の制限の緩和に係 る認定申請手数料</p>	<p>2 7, 0 0 0 円</p>
<p>1 3 法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく建 築物の用途を変更して 一時的に興行場等とし て使用する場合の制限 の緩和に係る許可の申 請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更 して一時的に興行場 等として使用する場 合の制限の緩和に係 る許可申請手数料</p>	<p>1 2 0, 0 0 0 円</p>

2 及び 3 (略)

別表第 7 (第 2 条関係)

行政不服審査法関係手数料

手数料を徴収する事務	区分	交付の方法	手数料の金額
------------	----	-------	--------

合の制限の緩和に係る
認定の変更の申請に
対する審査

<p>合の制限の緩和に係る 認定の変更の申請に 対する審査</p>		
---	--	--

2 及び 3 (略)

別表第 7 (第 2 条関係)

行政不服審査法関係手数料

手数料を徴収する事務	区分	交付の方法	手数料の金額
------------	----	-------	--------

行政不服審査法第38条に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付及び同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	1 文書又は図面の場合	電子複写機により用紙に複写したものの交付 (日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 1枚につき10円 カラーの場合 1枚につき40円
	2 電磁的記録の場合	機器及びプログラムにより用紙に出力したものの交付 (日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 1枚につき10円

備考

- 1 (略)
- 2 日本産業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A3判に相当する大きさに換算した枚数分の料金の額とする。

行政不服審査法第38条に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付及び同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	1 文書又は図面の場合	電子複写機により用紙に複写したものの交付 (日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 1枚につき10円 カラーの場合 1枚につき40円
	2 電磁的記録の場合	機器及びプログラムにより用紙に出力したものの交付 (日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 1枚につき10円

備考

- 1 (略)
- 2 日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさに換算した枚数分の料金の額とする。